

筑前海区漁業調整委員会指示第206号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和5年7月21日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(11)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。ただし、いそ釣りは除く。

(1) 長間礁（筑共第5号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度42.285分、東経130度 8.138分

イ 北緯33度40.800分、東経130度 9.366分

ウ 北緯33度40.764分、東経130度10.571分

エ 北緯33度42.556分、東経130度 9.268分

（日本測地系）

ア 北緯33度42.089分、東経130度 8.277分

イ 北緯33度40.603分、東経130度 9.505分

ウ 北緯33度40.567分、東経130度10.710分

エ 北緯33度42.360分、東経130度 9.407分

(2) 小呂島（筑共第7号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度54.046分、東経130度 0.587分

イ 北緯33度50.778分、東経130度 0.732分

ウ 北緯33度50.753分、東経130度 3.366分

エ 北緯33度54.018分、東経130度 3.512分

（日本測地系）

ア 北緯33度53.851分、東経130度 0.725分

イ 北緯33度50.583分、東経130度 0.870分

ウ 北緯33度50.558分、東経130度 3.505分

エ 北緯33度53.823分、東経130度 3.651分

(3) 灯台瀬（筑共第4号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度39.159分、東経130度 6.264分

イ 北緯33度38.778分、東経130度 6.687分

ウ 北緯33度39.350分、東経130度 8.062分

エ 北緯33度40.358分、東経130度 7.159分

(日本測地系)

- ア 北緯33度38.962分、東経130度 6.402分
- イ 北緯33度38.581分、東経130度 6.825分
- ウ 北緯33度39.153分、東経130度 8.201分
- エ 北緯33度40.162分、東経130度 7.298分

(4) 烏帽子・地の瀬 (筑共第2号共同漁業権漁場ほか)

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯33度42.614分、東経129度58.975分
- イ 北緯33度41.001分、東経129度58.410分
- ウ 北緯33度38.092分、東経130度 2.417分
- エ 北緯33度38.699分、東経130度 4.955分
- オ 北緯33度41.323分、東経130度 2.344分

(日本測地系)

- ア 北緯33度42.418分、東経129度59.113分
- イ 北緯33度40.805分、東経129度58.548分
- ウ 北緯33度37.895分、東経130度 2.555分
- エ 北緯33度38.502分、東経130度 5.093分
- オ 北緯33度41.127分、東経130度 2.482分

(5) 沖ノ島

宗像市沖ノ島最大高潮時海岸線から2海里以内の区域。

(6) 波津白瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯33度56.055分、東経130度33.080分
- イ 北緯33度55.064分、東経130度33.109分
- ウ 北緯33度55.094分、東経130度34.663分
- エ 北緯33度56.074分、東経130度34.621分

(日本測地系)

- ア 北緯33度55.855分、東経130度33.220分
- イ 北緯33度54.864分、東経130度33.249分
- ウ 北緯33度54.894分、東経130度34.803分
- エ 北緯33度55.874分、東経130度34.761分

(7) 幸辰

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯33度59.032分、東経130度35.181分
- イ 北緯33度58.885分、東経130度35.390分
- ウ 北緯33度58.338分、東経130度35.028分
- エ 北緯33度58.648分、東経130度34.689分

(日本測地系)

- ア 北緯33度58.832分、東経130度35.321分
- イ 北緯33度58.685分、東経130度35.530分
- ウ 北緯33度58.138分、東経130度35.168分
- エ 北緯33度58.448分、東経130度34.829分

(8) 箱山出シ

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34度 0.271分、東経130度33.321分
- イ 北緯34度 0.661分、東経130度33.707分
- ウ 北緯34度 0.199分、東経130度34.950分
- エ 北緯33度59.986分、東経130度34.760分

(日本測地系)

- ア 北緯34度 0.071分、東経130度33.461分
- イ 北緯34度 0.461分、東経130度33.847分
- ウ 北緯33度59.999分、東経130度35.090分
- エ 北緯33度59.786分、東経130度34.900分

(9) ロクロ・スギザキ・相ノ切レ

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34度 1.508分、東経130度37.620分
- イ 北緯34度 0.006分、東経130度38.698分
- ウ 北緯33度59.149分、東経130度40.075分
- エ 北緯33度59.355分、東経130度40.526分
- オ 北緯34度 0.260分、東経130度40.027分
- カ 北緯34度 0.724分、東経130度39.399分
- キ 北緯34度 1.547分、東経130度38.614分

(日本測地系)

- ア 北緯34度 1.308分、東経130度37.760分
- イ 北緯33度59.806分、東経130度38.838分
- ウ 北緯33度58.949分、東経130度40.215分
- エ 北緯33度59.155分、東経130度40.666分
- オ 北緯34度 0.060分、東経130度40.167分
- カ 北緯34度 0.524分、東経130度39.539分
- キ 北緯34度 1.347分、東経130度38.754分

(10) 白島西沖

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34度 1.608分、東経130度42.248分

- イ 北緯34度 1.425分、東経130度41.796分
- ウ 北緯34度 0.577分、東経130度42.223分
- エ 北緯34度 0.865分、東経130度42.762分  
(日本測地系)
- ア 北緯34度 1.408分、東経130度42.388分
- イ 北緯34度 1.225分、東経130度41.936分
- ウ 北緯34度 0.377分、東経130度42.363分
- エ 北緯34度 0.665分、東経130度42.902分

(11) コ瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34度 2.161分、東経130度42.318分
- イ 北緯34度 2.514分、東経130度42.945分
- ウ 北緯34度 1.748分、東経130度43.413分
- エ 北緯34度 1.498分、東経130度42.691分

(日本測地系)

- ア 北緯34度 1.961分、東経130度42.458分
- イ 北緯34度 2.314分、東経130度43.085分
- ウ 北緯34度 1.548分、東経130度43.553分
- エ 北緯34度 1.298分、東経130度42.831分

2 指示の有効期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで